

平成 27 年度 (第 56 回) 甲府中学・甲府一高東京同窓会

幹 事 会 資 料

日時：平成 27 年 5 月 12 日 (火) 18:00~20:00

会場：ホテル グランドパレス (九段下) 3 階 白樺の間

めぐりあい紡いで美しく咲く

We love 一高

第 56 回 甲府中学・甲府一高 東京同窓会

2015 年 7 月 11 日 (土) ホテル グランドパレス

平成27年度(第56回)甲府中学・甲府一高東京同窓会 幹事会次第

1. 開会の辞
司会:平成27年度(52年卒)当番幹事 事務局長 鈴木 健之
2. 会長挨拶
甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長 井上 幸彦
3. 当番幹事長挨拶・当番幹事紹介
平成27年度(52年卒)当番幹事 幹事長 飯野 正仁
4. 議長選出
鈴木 健之
5. 議題
 - (1)平成26年度決算報告
平成26年度(51年卒)当番幹事 会計部会長 羽田 忠生
 - (2)平成26年度決算監査報告
甲府中学・甲府一高東京同窓会 監事 飯島善一郎
 - (3)平成27年度予算(案)
平成27年度(52年卒)当番幹事 会計部会長 新津 裕史
 - (4)総会・懇親会について
平成27年度(52年卒)当番幹事 懇親部会長 落合 澄
日時:平成27年7月11日(土)15:00~18:00
会場:ホテルグランドパレス(九段下)2階
【総会】 15:00~ チェリールーム
【懇親会】 16:00~ ダイヤモンドルーム
会費:1万円 (80歳以上-昭和29年以前卒-の方は5千円)
 - (5)東京同窓会基金の報告
甲府中学・甲府一高東京同窓会 副会長 飯島登美夫
 - (6)一紅会活動報告
一紅会 会長 谷口百合子
 - (7)本年度当番幹事から
 - ①広告部会より
平成27年度(52年卒)当番幹事 広告部会長 矢野 秀樹
 - ②日新鐘部会より
平成27年度(52年卒)当番幹事 日新鐘部会長 武内 信二
 - ③「平成の種プロジェクト」について
平成27年度(52年卒)当番幹事 副幹事長 窪田 司
 - ④物故者報告について
鈴木 健之
 - (8)その他
 - ①平成27年 創立135周年 甲府中学・甲府一高同窓会(5月16日)について
平成27年度(58年卒)甲府中学・甲府一高同窓会 実行委員長 山本 淳仁
6. 閉会の辞
平成27年度(52年卒)当番幹事 一紅会部会長 中山 初美

平成27年度(第56回)甲府中学・甲府一高東京同窓会次第(案)

日時:平成27年7月11日(土)15:00開会

会場:ホテルグランドパレス(九段下)

【総会】2階 チェリールーム

【懇親会】2階 ダイヤモンドルーム

- 第一部 総会 (15:00~15:45)** 司会:平成27年度(昭和52年卒)当番幹事事務局長 鈴木 健之
1. 開会の辞 平成27年度(昭和52年卒)当番幹事長 飯野 正仁
 2. ご来賓紹介 平成27年度(昭和52年卒)当番幹事副幹事長 矢野 秀樹
 3. 会長挨拶 甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長 井上 幸彦
 4. 議事 議長 井上 幸彦
 - (1) 審議事項
 - 【1号議案】平成26年度決算報告 平成26年度(昭和51年卒)当番幹事会計部会長 羽田 忠生
 - 【2号議案】平成26年度決算監査報告 甲府中学・甲府一高東京同窓会 監事 飯島善一郎
 - 【3号議案】平成27年度予算(案) 平成27年度(昭和52年卒)当番幹事会計部会長 新津 裕史
 - (2) 報告事項
 - ①東京同窓会基金の報告 甲府中学・甲府一高東京同窓会 副会長 飯島登美夫
 - ②一紅会活動報告 一紅会 会長 谷口百合子
 - (3) その他
 5. 来賓ご挨拶 甲府一高校長 赤池 亨 様
甲府中学・甲府一高同窓会 会長 金丸信吾様
 6. 閉会の辞 平成27年度(昭和52年卒)当番幹事副幹事長 窪田 司
- 第二部 懇親会 (16:00~18:00)** 司会:平成27年度(昭和52年卒)当番幹事 樋川 昇
1. 開会の辞 平成27年度(昭和52年卒)当番幹事長 飯野 正仁
 2. 会長挨拶 甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長 井上 幸彦
 3. 犠牲者・物故者に弔事の黙祷
 4. 恩師・ご来賓紹介 樋川 昇
 5. 「平成の種プロジェクト」アンケート説明 平成27年度(昭和52年卒)当番幹事副幹事長 窪田 司
 6. 乾杯の音頭 甲府中学・甲府一高東京同窓会最高顧問 渡辺 喜一
 7. 会食・歓談・イベント
フロイデ混声合唱団演奏
鏡味仙三 甲州太神楽「かがみもち」
福引抽選会
 8. 応援団・校歌・応援歌斉唱
 9. 法被継承
 10. 中締め 甲府中学・甲府一高東京同窓会最高顧問 恩田 宗
 11. 閉会の辞 平成27年度(昭和52年卒)当番幹事懇親部会長 落合 澄

以上

平成の種プロジェクトについて

平成の種プロジェクトとは

東京同窓会に若い世代が参加しなければ早晚同窓会運営は行き詰まります。私も昭和52年卒当番幹事のサブ幹事は1名、ここ数年の先輩方もサブ幹事がほとんどいらっしゃいませんでした。

「平成の種プロジェクト」とは平成生まれの同窓生にも同窓会の良さを知ってもらい、東京同窓会の意義ある継続を目指し1粒の種を蒔こうというものです。

ここまでの行動と結果

本年2月18日の役員会で3月14日の一紅会講演会、7月11日の同窓会本会での趣旨説明とアンケートの実施を提案し、ご許可いただきました。

続く3月14日の一紅会講演会でアンケートを実施し、参加者382名中有効なご回答を161枚いただきました。その中で知人、家族、縁者の平成卒業生を「誘ってみる：12名」「声をかけてみる：26名」「引っ張ってくる：3名」と41名の方（参加者中約11%、有効回答者中約25%）の方々に行動していただけたのご回答を得ました。

当番幹事としては7月11日の本会に平成卒業生を30名参加を目指しています。本日お集まりの皆様も平成卒業生をご存知でしたら是非お声掛けいただきたくお願い申し上げます。

またそんな中、平成卒を呼び込むにはどうしたら良いかという自由記入欄に有意義なご意見を多数賜りました。右ページに全ご意見を掲載します。

アンケートから見える事

「会費が高い」というご意見が少なからずあります。若い世代に限らず、上の世代でも「出たくても・・・」という事もあるようです。

しかし、当番幹事をここまでこなして感じるのは「もともと一人2万円レベルの会合を当番幹事が4~500万円の広告/協賛を集めてなんとか1万円会費で実施している」のが現状です。

会費を下げる事は可能なのか。

もし今後も現行のような食事を入れた同窓会総会・懇親会を開催するとしても、食事がメインの開催ではなく音楽やら芸能やら映像やら講演などをメインとしてあくまでも食事は副次的なものとしたと例えば、一紅会講演会時のロリポップパーティー程度にとどめたら会費も自ずと減額、軽減できるものと思われれます。

それを討議するには

かなり時間をかけ、しかも早い時期から提案/検討せねばならず単独学年では不可能です。役員の皆様と次年度以降の当番学年幹事の皆様のご同意が得られれば、年度を跨いだプロジェクトとして立ち上げ各学年幹事の皆様のご協力もいただきながら推進していきたいと提案させていただきます。

7月11日のアンケート調査の内容は

会費の検討がプロジェクトとして立ち上がるかどうかは別として現在の懇親会運営について会費面、形式面での意識調査を中心に実施し、次代の幹事学年が更に若い学年を呼び込んで東京同窓会を発展させられるような一助となるような内容での実施を考案中です。

3月14日一紅会講演会でのアンケートに寄せられたご意見

「どうしたら若い同窓生に参加してもらえるでしょうか？」という自由記入欄に対する記入内容（全件全文）

【会費・経費について】

○山梨から参加しました。娘が7年前に一高を卒業。娘と話した時に、甲府同窓会は、母親がOGだから知っているが、知らない人も多い。東京同窓会はさらに認知されていない。もっと告知をすべき。会費が甲府は3,000円だから行ってもいいが、10,000円だと行かない。ヤング料金の設定があればいいのに、と言う意見でした。

○もっと会費を低料金に！（10,000円だとむずかしいかも） ○10,000円は高すぎる。

○会費をもう少し安くする。 ○参加費を1万円から6千円or7千円に下げるとともに、母校への寄付金額を100万円にアップして「母校への貢献」をアピールすること ○会費を安くする

○会費をもう少し安くしたほうがよいと思います。 ○会費をおさえる。 ○若い卒業生に限らず、年配の者でも、参加しなくなった人も多い（特に女性）。聞いてみると会費1万円の出費は厳しいという人ばかりだった。参加したいのだけれど、いろいろ考えると参加できない、とのこと。料理・アルコール等は少なくして会費を7～8千円位にはできないでしょうか。との声でした。

○若い人は会費を安くしては？ ○若い人には会費が高すぎるのでは？ ○若い年代の会費を安くすべき。そうしないと平成卒は来まい ○お金をかけずに、楽しい会をお願いします。日新鐘発行、広告取りは不要です。 ○東京同窓会の会費について若い世代の参加を願うなら、会費を安くするべき。若い人達は5千円くらいで参加できるようにしてはどうですか？幹事学年の意見を取り入れて欲しい。

【アプローチについて】

○各学年のキーマンを探すこと。山梨にまず連絡して東京のキーマンを紹介してもらい、連絡して、横の輪を広げる。我々も以上の方法を実行。○参加してもらえたら楽しいことがわかるのに、残念です。

○まず、若い世代だけを集める会を実施してみて、横のつながりをつくることから始めてみては？

○もっと若い同窓生に、同窓会を知ってもらおうアプローチをする。 ○東京都山梨へのだてをなくし、イベントは全同窓生に知らせる。そしてできるだけ同期会を開くようにうながす。

○20代、30代、40代の各1学年を集団（10～20名）で参加させる。（何か魅力あるもの、ことを）バンド演奏とか、サラリーマン講座的なことなど ○一紅会、東京同窓会に50人程ご招待（タダ）したらどうか。甲府からバス1台貸切って招待したらどうか？ ○東京在住同窓生の息子さん娘さんに一高通学者はいない。増やそうと思うなら、現大学生（一高卒）を取りこむ必要がある。それには参加費を20代30代は、5,000円以下におさえて一高同窓の親や親族が連れて来るのが良いと思う。

○連絡をすべての人にまわす。○50年卒です。サブ幹事だった平成3年の方々を知っています。必要あれば声をかけることはできると思います。○一度同窓会に出席すると、そこから広がりがある。

○まずは、みじかな友人を誘ってみることが大切だと思います。○会報をシンプルに、

○集まることに喜びをかんずる企画を。○ITを活用して、若い世代にアピールする。

○正確な連絡ネットワークによる情報の共有化することで、同窓会のメリットを発信する。

○インターネットをうまくつかうとかよいと思います。

【形式について】

○一紅会のような講演がよい。東京同窓会の立食パーティの会場での演奏など聞いていない人が多い。

○一紅会方式。話題性のテーマで60～90分の講演にする。○30才台、40才台同窓生で活躍している人に講演してもらおう！！○高校入学の段階からもっと同窓会、同窓生のつながりをアピールしていくべきかと思えます。講演会とか就職に関してもないかできることがあるかと思えます。

【世代について】

○役員若返りを図る。○毎年、同じ会場、同じ方式ではなく、あるていどは、当番年に決定権を持たせるべき。○シニアの方々に気をつかわない。○やはり、若いうちは、なかなかむずかしい。ターゲットは45才以上。当番幹事に向けた取組が重要。

○自分の進路等の情報を探れたり、いいコネクションなどが期待できるものであれば、参加するかもしれませんね。

山梨県立甲府中学校・甲府第一高等学校 東京同窓会会則

第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 この会は、山梨県立甲府中学校甲府第一高等学校東京同窓会という。

(事務所)

第 二 条 この会は、事務所を会長の指定する東京都内に置く。

(目 的)

第 三 条 この会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 四 条 前項の目的を達成するため、この会は次の事業を行う。

- 一、 会報及び会員名簿の発行
- 二、 各種集会の開催
- 三、 その他必要な事項

第二章 会 員

(会員の種類)

第 五 条 この会の会員を分け次の三種とする。

- 一、 普通会员
 - 二、 名誉会員
 - 三、 特別会員
- 2 普通会员は、徽典館中学科、山梨県立甲府中学校又は山梨県立甲府第一高等学校（以下母校という。）の卒業生及び母校に在籍した者で首都圏に在住する者並びにこれに準ずる者とする。
- 3 名誉会員は、普通会员のうち、満八十才以上の者とする。
- 4 特別会員は、母校校長及び母校に功労があった者で、総会において推薦された者とする。

第三章 役 員

(役員の種類)

第 六 条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| 一、 会 長 | 一 名 |
| 二、 副 会 長 | 五名以内 |
| 三、 学 年 幹 事 | 若 干 名 |
| 四、 監 事 | 二 名 |
| 五、 事 務 局 長 | 一 名 |

(任 務)

- 第 七 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 事務局長、学年幹事は、会務を処理する。
 - 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(選出)

- 第八条 会長は、総会において会員のうちから選出する。
- 2 副会長、学年幹事及び監事および事務局長は、会員のうちから総会の議を経て、会長がこれを委嘱する。但し副会長、監事、事務局長の候補者は別に定める運用規程により選出する。
- 3 学年幹事の候補者は、各卒業期毎に、三名以内を互選する。

(任期)

- 第九条 役員の任期はすべて二年とし、再任を妨げない。但し、副会長、監事、事務局長は原則として三期を限度とする。
- 2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

第四章 最高顧問及び顧問

- 第十条 この会に最高顧問及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 最高顧問は、会長経験者のうちから総会の議を経て、会長これを推戴する。
- 3 顧問は、会員のうちから総会の議を経て、会長これを委嘱する。
- 4 最高顧問及び顧問は、会長の要請に応じ役員会に出席して意見を述べるができる。

第五章 会議

(種類)

- 第十一条 会議は、総会及び幹事会とする。

(招集)

- 第十二条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年一回会長がこれを招集する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、学年幹事の過半数から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき会長がこれを招集する。
- 第十三条 幹事会は年一回以上開催し、招集は総会に準ずる。

(議事)

- 第一四条 会長は、会議の議長となり議事を処理する。
- 第一五条 採決を要するときは、出席者の過半数をもって決する。
- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第六章 会計

(経費)

- 第十六条 この会の経費は、次に掲げるものをもってこれに当てる。
- 一、 会費
 - 二、 寄付金
 - 三、 借入金
 - 四、 雑収入
- 2 名誉会員については、特別会費を適用できる。

(会計年度)

- 第十七条 この会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第七章 雑 則

(異動通知)

第十八条 会員は、その氏名、住所、職業等に異動があったときは、速やかに会に通知するものとする。

(会則の変更)

第十九条 この会則は、総会の決議によらなければ変更できない。

附則 平成 5 年 6 月 17 日
平成 12 年 7 月 14 日改定
平成 17 年 7 月 8 日改定
平成 18 年 7 月 8 日改定
平成 22 年 7 月 10 日改定
平成 24 年 7 月 14 日改定
平成 26 年 7 月 26 日改定

役員候補選出の運用規程

本規程は会則第八条、2 項に定める役員（副会長、監事、事務局長）の候補者を選出する方策について規程するものである。

第一条 会長、副会長、監事、事務局長、最高顧問及び顧問の合議により副会長候補者を推薦する学年を決定する。

第二条 当該学年は二年毎を一つのブロックとして一人の候補者を推薦する。

第三条 会長、副会長の合議により監事、及び事務局長候補者を推薦する。

第四条 会長、副会長、監事、事務局長、最高顧問、顧問及び当該学年の幹事の合同会合において総会に諮る最終の候補者を決定する。

第五条 上記の規程にかかわらず一紅会の会長は副会長の候補者とする。

附則 平成 18 年 7 月 8 日改定
平成 22 年 7 月 10 日改定
平成 26 年 7 月 26 日改定

平成 9年 2月 1日
平成12年11月13日改正
平成16年 2月 1日改正
平成19年11月26日改正
平成24年 9月28日改正

一 紅 会 会 則

第1条 この会の名称は「一紅会」という。

第2条 この会は、山梨県立甲府中学校・甲府第一高等学校東京同窓会(以下東京同窓会という)の中におく。

第3条 この会の会員は、山梨県立甲府第一高等学校を卒業した女性とする。

第4条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、東京同窓会及び母校の充実と発展に寄与することを目的とする。

第5条 この会を円滑に運営するために「一紅会幹事会」(以下幹事会という)をおく。

第6条 幹事会の運営に次の役員があたる。

- ① 会長 一名 幹事会の互選により選出する。
- ② 副会長 一名 幹事会の互選により選出する。
- ③ 会計 一名 幹事会の互選により選出する。
- ④ 幹事 各卒業期ごとに若干名を互選する。

第7条 役員の任期および任期の期首と期末は次のとおりとする。

① 会長・副会長

任期は、いずれも2年とし、再選を妨げない。

期首・期末は、東京同窓会会則に準ずる。

選出時期は、東京同窓会役員改選年度の前年の11月開催の幹事会とする。

- ② 会長は、東京同窓会会則役員候補選出の運用規程第五条により、東京同窓会役員改選年度に副会長候補者として東京同窓会総会の議を経て就任する。

③ 会計

任期は2年で再選を妨げない

東京同窓会の会計年度に準じて、改選を行う。

- ④ 学年幹事は、①に準ずる。

- ⑤ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第8条 この会の運営に関する決議は、幹事会にて出席者の過半数を以って決定する。

第9条 幹事会は、次の事を行う。

- ① 幹事会を年二回以上開催
- ② 第4条の目的を達成するための諸事業の企画及び実行
- ③ 東京同窓会幹事会への出席等
- ④ 会計に関する話し合い及び決議
- ⑤ その他

第10条 幹事会に事務局を置き、東京同窓会の当番幹事学年等が、若干名(幹事を含む)でこの運営にあたる。

第11条 この会の運営費用は、次によって賄う。

- ① 東京同窓会からの援助金
- ② 寄付金
- ③ 雑収入

第12条 この会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日とする。

第13条 この会則は、平成24年(2012)9月28日より改定施行する。

以上